

令和7年度 第4回白岡市都市計画税制審議会（書面開催） 実施結果

1 議題 都市計画税のあり方について（答申）（案）について

2 意見回答書 15（委員全員から回答あり）

3 意見の有無 意見ありの回答書 4
意見なしの回答書 11

4 議題に対してのご意見に対する回答

ご意見	回答
<p>「3 審議会でだされた意見（1）適正な税率水準について」で「都市計画道路事業及び土地区画整理事業の受益を受けるのは市民全体であり、～」となっており、「都市計画事業全般について、原則として市街化区域内のみに賦課される都市計画税を主な財源とする考え方は適していないと考える」としているが、この意見に違和感を私は感じてしまいます。</p> <p>都市計画事業の実施で、その直接に利益を向上されているのは、環境向上、利便向上、地価向上等により、その土地評価向上で、市民全体は、その副産物であると思います。</p> <p>よって、こここの記述表示は、市街化区域での都市計画事業の受益を受ける事業は、下水道事業であることを簡潔に示した方がいいと思います。</p>	<p>「3 審議会で出された意見」では、「2 審議の経緯」において「様々な意見が出され、活発な議論が行われました。」と記載したとおり、個々の意見に対しては、賛否もあると思いますが、様々な意見が出されたことを本答申で表現するために、会議で出された意見について記載をさせていただいております。</p> <p>したがいまして、修正はせず、原案のとおりの表記とさせていただきます。</p>
<p>先日の意向確認のとりまとめ結果において、数字による判断だけでなく、委員の皆様の記述意見をよくよく反映させた答申案であることを希望します。</p>	<p>令和7年度都市計画税制審議会第1回から第3回の会議録及び「白岡市都市計画税制審議会答申書作成に向けた意向確認取りまとめ結果」のご意見を踏まえ、答申案を作成しました。全てのご意見を羅列することはできないので、「白岡市都市計画税制審議会答申書作成に向けた意向確認取りまとめ結果」及び「会議録」を答申案の附属資料として添付することで、委員の皆様のご意見を反映させた答申とさせていただきました。</p>

ご意見	回答
答申書案3（4）の一点目、「都市計画税は固定資産税に税率・・・」とあるところ、「都市計画税は固定資産評価額に税率・・・」のほうが適切ではないでしょうか。	ご指摘をいただきましたとおり、より正確な記述とするため、「固定資産評価額に基づく課税標準に税率が掛けられる」に修正します。
税率については、添付資料だけでなく、答申書本文中にも審議会の意見として具体的に記載してはいかがでしょうか。	「2 審議の経緯」でも記載しているとおり、これまでの審議会での会議や各委員の意向を踏まえ、「審議会として明確な税率を示すことの合意」には至らなかつたものと判断し、税率の記載はしないこととします。
答申書2ページ目の下から3行目「国において」は「国において」に修正	ご指摘のとおり修正します。

5 その他のご意見等

- ・速やかに進めてください。
- ・都市計画税制（率）改正の必要性や根拠を明確にして判断すべき。さらに、改正の時期についても慎重を期すべき等の意見が寄せられていますが、市財政当局が無い袖は触れないことを他方面から勘案し、他市町の状況をふまえ、止むを得ない状況の中で改正をしていかなければならぬと考えます。

そのため、税制審議会としては、色々と批判もあると思いますが、時代に則した税率改正（具体的に）をすべきである。そのための税制審議会ではないかと思います。

- ・定期的に審議会が行われると良いと考えます。
- ・今回の都市計画税の見直しについては、審議会の開催期間、審議委員の選任の仕方、資料の作り方等を見て、税を上げるという行政側の前のめり感を感じました。

今後は、なぜ今の時期にこれだけの増税が必要かということを市民に丁寧に説明されることを望みます。

- ・丁寧な御検討をありがとうございます。意見はございません。
- ・答申書の作成有難うございます。3回の審議会で確固たる結論（例えば税率改定の具体的時期や具体的な税率の決定など）が出なかつたという事実を答申に反映することが、審議委員の大多数の賛同が得られる答申になると自身も考えるに至りました。

このような内容の答申を最終的に提出することが可能と当初は想えていなかつたので、答申書を拝見して、審議の経緯内容が、事務局の皆さんにしっかりと伝わっていたということも実感しております。市長様にも、今回の3回の審議が長時間にわたり、かつ闇に議論されたことが少しでも伝われば、審議会の開催は大いに有意義なものであったと考えています。審議会の討議の内容が、議会でも引き継がれ更にご検討くだされば、審議委員の皆様の思いも伝わるかと思います。よって、ご案内頂いた答申書について異論はありません。